

公益目的通報の調査結果(令和7年7月17日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

- 1 通報日 令和7年5月14日
- 2 通報形態 郵便
- 3 通報内容

三田市職員が業務上接する個人情報、当該事務にのみ使用することが求められており、別の事務に流用することは認められない。ところが、三田市人事戦略課は、三田市長に給与の振込を目的として届け出られていた職員の口座情報を任意団体である「三田市職員互助会」に漏洩させており、これは地方公務員法34条の守秘義務違反に当たる。

また、個人情報の取得に当たっては、個人情報取扱事務届出書の作成が義務付けられているところ、三田市人事戦略課は、給与振込口座を取得する際、当該届出を行っていない。

4 調査結果

(1) 事実認定

ア 三田市職員互助会（以下「互助会」という。）は、地方公務員法42条を受けて、三田市職員（以下「職員」という。）の相互共済と福利増進を目的として組織された団体である（三田市職員互助会規約1条）。その事務局は三田市人事戦略課（以下「人事戦略課」という。）に置かれ、同課課員が事務局職員を兼務している（同規約21条、三田市の組織及びその事務管理に関する規則7条別表）。

イ 互助会（人事戦略課）は、職員への各種給付を原則として現金で手渡ししている。もっとも、令和6年度の退職慰労金に関しては、退職者向け説明会（令和7年2月18日）に先立って配付した資料「退職に際しての手続きについて」に「4月以降に原則として給与と同じ口座に振り込みます。」と記載された。これは、同年度の退職者が60名近くおり、多額の現金を取り扱うことになるため、口座振込が良いとの人事戦略課の判断によるものであった。そして、互助会（人事戦略課）は、対象者全員に対し、退職慰労金を給与振込口座に振り込んで給付した。

(2) 人事戦略課の弁明

ア 職員給与と互助会に関する業務は、当課内の職員が担当しており、本件では、当課が知り得た情報を外部に漏らしたわけではなく、守秘義務違反には当たらない。もっとも、本件が個人情報の目的外利用に当たる可能性は否定できないため、当課として互助会業務の見直しが必要であると考えている。具体的には、給付額申請書の様式を変更し、今後は職員本人が指定した口座に振り込むことを検討している。

イ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）は、職員又は職員であった者に係る人事、給与もしくは福利厚生に関する事項に関する個人情報ファイル^{*1}については、個人情報ファイル簿^{*2}の作成及び公表の対象外としていると

ころ（同法75条2項1号、74条2項3号）、互助会に関する業務は福利厚生に関する事項に当たるため、個人情報ファイル簿の作成及び公表は求められていない。一方、個人情報保護法に基づき制定された三田市個人情報安全管理措置基準に基づき、当課では、職員が三田市に届け出ている給与振込口座に関する情報を本市の定める「様式② 保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況^{*3}」に記録している。

(3) 判断

ア 職員が三田市に届け出ている給与振込口座に関する情報（以下「本件情報」という。）は、個人情報保護法が定める個人情報（同法2条1項）に当たる。

イ 個人情報保護法は「漏えい」の定義規定を置いていないが、その字義に照らせば、個人情報が外部に流出することと解される。この点、三田市と互助会は別個の団体であるものの、後者の事務局が人事戦略課に置かれ、同課課員が兼務していることから、本件情報を認知する主体としては同一である。よって、人事戦略課が互助会業務に本件情報を利用したことは、実質的に見て、本件情報が外部に流出したとはいえない。そのため、人事戦略課による本件情報のかかる取扱いが、職員に課せられた守秘義務（地方公務員法34条）に違反するとはいえない。

ウ もっとも、本件情報は、職員の給与振込先として三田市に届け出られたものであり、これを互助会業務に利用することは、当初の利用目的の範囲を超え、個人情報の目的外利用に当たる。そして、退職慰労金の給付は法定の除外事由（個人情報保護法16条3項）に該当しないことから、かかる目的で本件情報を利用するには、本来、職員本人の同意が必要となる。この点、人事戦略課では、退職慰労金の給付対象者に対し、事前に資料「退職に際しての手続きについて」を配付、そこに「4月以降に原則として給与と同じ口座に振り込みます。」と記載し、本件情報を退職慰労金を給付する目的で利用する旨告知している。しかし、当該資料は職員本人から明確に同意を得る体裁にはなっておらず、実際、退職慰労金の現金給付を希望する声も複数挙がったというのであるから、本件情報の目的外利用に関して職員本人の同意を得ていたということはできない。よって人事戦略課が互助会に関する業務（退職慰労金の給付）に本件情報を利用したことは、個人情報保護法16条の違反が認められる。

エ 一方、人事戦略課が職員から本件情報を取得する際、個人情報取扱事務届出書を作成していないという点に関しては、同課は、三田市所定の様式で本件情報の利用及び保管等の取扱状況を記録しており、通報者が指摘する事実は認定できない。

(4) 付言事項

人事戦略課では、個人情報の目的外利用の再発防止のため、給付額申請書の様式を変更することを検討しているとのことであり、必要な事務処理の見直しを鋭意進められたい。

5 その他

(1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

今後、早急に給付額申請書の様式を変更し、本人が希望する口座に振り込みを行うなど、適正な互助会事務に努める。

(2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表

※1 「個人情報ファイル」とは

市の事務や事業を行うために職員が職務上作成し、又は取得した個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

※2 「個人情報ファイル簿」とは

個人情報ファイルについて、その名称、担当の組織、利用目的、記録項目、情報の収集方法、提供先（提供先がある場合）などを記入した帳簿のこと。

※3 「様式②保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況」とは

三田市個人情報安全管理措置基準第5章7の「保有個人情報の取り扱い状況の記録」に基づき、個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する様式で、個人情報ファイルの名称や利用目的、媒体、個人番号の有無、利用開始日、利用終了日、廃棄日を記録している。